

もうひとつの「歴史家論争」

女性とナチズム

田村雲供

〔I〕 女性とナチズム——犠牲者か加害者か

〔II〕 全女性の加担をめぐるG・ボックとC・クーンズの論争

〔III〕 道徳的責任から歴史的責任へ

〔IV〕 歴史的責任と社会構造——C・ザクセとD・レーゼの批評

〔V〕 ジェンダーと人種——A・グロスマンの批評

おわりに——課題と研究経過

およそどんな過去も、もちろんナチズムという過去も克服することはできない。
なしうる最高のことは、過去が他ではなくまったくその通りであったことを知り、
これに耐えることであり、その上でそこから何が生ずるのかを見守ることである。

ハナ・アーレント『暗い時代の人びと』^{〔1〕}より

もうひとつの「歴史家論争」があった。ドイツ（旧西ドイツ）のフェミニストたちはナチズムという過去に向き

あつて、ナチズムの現実を問題化し歴史化しようとして論争を展開していた。女性にとつてのナチズムの意味とナチズムにとつての女性の意味との言説的構築をめぐるこの今日にまでおよぶ論争を追うことにする。あの有名なナチズムをめぐる「ドイツ歴史家論争」が著名な歴史家、学者およびジャーナリストをまき込んで議論を展開したにもかかわらず、ナチズムと女性については断片的にしか見えてこなかった。この論争にはごくわずかの女性しか参加していなかったうえに、女性学研究者の姿はみられない。ここに、女性学研究者によるナチズムと女性についての論争を紹介するが、そのさいドイツにおける歴史の出来事についてのドイツ・フェミニスト研究者のあいだでの論争にとどまらず、その後さまざまヴァージョンで議論をかもしだしているアメリカの研究者との論争も取り上げる。

「I」女性とナチズム——犠牲者か加害者か

「ヒトラーを権力の座につけたのは女か」

ドイツのフェミニストが「ナチズムと女性」について本格的な議論を展開したのは比較的遅かった。政治的自己主張を言明した第二波女性運動は、女性の解放の希望をまずは労働市場での機会均等と経済的自立に求めていた。七〇年代の変化と改革を求める政治的環境が追い風となつて女性の労働と自立の問題は大いに進展した。さらに七〇年代末には歴史的な女性研究にも目だつた成果が見られるようになり、女性労働をめぐる論証も多面的になつた。しかし経済の近代化の進展に比べ、ナチズムの問題への女性の取りくみは散発的で、幅広い学術的論争を展開するにはいたっていなかった。その一方で女性がナチズム研究に着手するまえに、すでに「背後からの一突き」説、すなわち「女性がヒトラーを権力の座につけた」という言説が左右を問わず男性によつてつくり出され、小市民層のあいだで広く熱狂的に受けいれられていた。

フランクフルター・アールゲマイネ新聞の共同発行者であったJ・フェストは、「女性がヒトラーを単純化し表象し、見つけだし選びだして神格化した」²とのべ、またヴァイマル共和国時代共産党員であったJ・クチンスキは「NSDAP（国民社会主義ドイツ労働者党）のような政党にあれば多くの女性が殺到したことは、ドイツ史上一度だになかったことである。しかもNSDAPほど女性をおとした政党イデオロギーもかつて存在したことがない」³として、一九一八年に獲得した女性の選挙権行使態度を嘆いた。かつて、第一次世界大戦後の「左翼による背後からの一突き」説で非難的となった左翼社会民主党員や共産党員も、一九一八年に選挙権を女性に果たえていなければ、あれほどの事態にはならなかったであろうし、ヒトラーに女性があんなにも熱狂し自制心を失ってしまうことがなければ、ヒトラーの第三帝国は一二年もつづくことはなかったであろうと、女性を贖罪の羊にする新しい言説が流布していた。ファシズム下での女性についての偏見は単に偏見にとどまるのではなく、とくに労働運動の諸組織ではさらにエスカレートして、女性の選挙行為がヒトラーを権力の座につけたのだといった反動的な考えが蔓延していた。

〔抑圧と解放〕

これに最初に反論したのがA・トレーガーである。彼女は一九七六年の第一回ベルリン女性夏期大学で、ファシズムにおける女性をテーマとした研究プロジェクトの予備研究を発表した。そこで彼女は予備的研究をあえて発表する目的を、女性学研究も女性運動もファシズムというドイツの過去について沈黙をつづけているが、この沈黙を破るためだとしている。つづいて女性の選挙行為についての男性の誤った見解については、けっして女性がより多くNSDAPに投票したのではなく、むしろ男性より少なかった事実を指摘した。事実、NSDAPは一九三〇年代には著しく男の党であった。そもそもヴァイマル時代、女性の選挙行為の特徴はラディカルな党よりも、保守

的な党を優先する強い傾向があった。これは女性が右派の保守的な要素に賛同したというより、キリスト教的な規範に同意したためであった。したがって、女性の投票が比較的多く中央党に集まり、とくにカトリック地域では労働者階級でも女性は男性より多くカトリック中央党に投票している。平均的に高い女性票を獲得していたのは中央党、国家人民党、そしてドイツ人民党であった。⁴⁾

こうした女性の保守的な傾向をトレーガーは、ヴァイマル憲法の前文が男女間の平等を宣言しているにもかかわらず、家族法、労働法、刑法など具体的な法はなんら変わることもなく、すべてがドイツ帝国時代のままであり、全女性の三分の二は引きつづき家庭にとどまっていたことを挙げた。これが女性の生きのびる唯一の手段であった。つまり労働市場での女性の立場の弱さが経済的自立を妨げ、家族に依存する保守的な立場に引きとどめていたのだと、第三帝国前夜の女性の歴史を分析した。したがって女性はゆるぎない父権制の抑圧のもとでのむしろ犠牲者であつてナチズム体制形成に加担する立場にはなかつたとして、抑圧からの解放の道を強調し重視した。⁵⁾

「抑圧」のもとにあることは「解放」というポジティブな意味を獲得した。したがって女性抑圧のパラダイグマは男の社会グループにたいする女の社会グループの関係を問題にするなかで大いに説得力をもった。ナチズム下での性差別的な労働市場および職業教育政策が女性の従属ないし差別の歴史的原因であるともみなし、同時にあらゆる女性差別的な労働力政策の抑圧的性格を暴露することが主な研究目的となつた。そうしたなかで、抑圧からの積極的な解放運動としてナチズムに抵抗して闘つた主体的な女性にもひかりが当てられたが、いずれにしても研究書は少なく限定されていた。⁶⁾

A・トレーガーの報告はドイツで始まりつつあつた女性学研究の発端をつくり、女性にとつてのナチズムとその意味についての研究への取りくみを確かに強化することとなつた。しかし研究姿勢の基本には、「ヒトラーを権力の座につけたのは女性である」とする男性側からの非難に対応しようとする意識的な動機があつた。しかしこの動

機にとらわれた女性の抑圧、分離、あるいは権利の侵害といったカテゴリーでもってしては、ナチズムの過去やそのシステムの機能にたいする女性の関与ならびに反人道的行為を理解することは難しい。

ところが、さらにより単純化した男女のシェーマが出てくる。女性はほとんどいつも犠牲者だとみるM・ミツチャリヒは、反ユダヤ主義をいわゆる男性心理から由来する偏見という病だとする。反ユダヤ主義は心理的に男性によつてのみ表象されるものであることを心理分析的に根拠づけ、そして女性にこれを適用しようとする試みは説得力を欠くものだとみる。その論拠は男女両性のあいだの違いにあるという。男性的超自我の発達と女性のそれとの違い、つまり男性は強い超自我に、女性は弱い超自我に帰する定理をもちだす。したがって一方に男性的な反ユダヤ主義があり、他方に女性的な反ユダヤ主義がある。女性のそれは、性特有の発達と教育から生ずるといふよりむしろ男性の先入観に適合させることで発達するとみる。なぜなら女性はすべての弱者や社会で抑圧されているものと同じように自ずと攻撃者に自己を同一化する傾向があるからだが、しかし同一化するこの性向は去勢不安に悩まされた女性の超自我であるよりも、むしろ愛の喪失にたいする女性の不安に関係づけられた。^①

その一方で、女性は戦争中でも自立していたことが強調され、またナチ独裁の時代の女性労働の質に価値を見だし、女性が社会を支えたと称賛し、そして大戦後は瓦礫の取り片付けをやりとげた女性の行動力を強調する。つまり女性は精神面で健全でありつづけ、何ら憎しみをもたなかったのだからサディズムや殺人的で迫害的な衝動は全くもたず、自己本位的な動機とは縁がないのだという。さらに女性は困難な状況に直面しても、これを切り抜ける適応能力をもつゆえ苛酷な戦争の日々をも克服する能力をもち、自分と家族が生きのびるための組織をつくり、互いに助けあつて困難を切り抜けてきた互助の精神に富むのだとみる言説があつた。^②

「善・悪の二分割」

女性のナチズム研究は多様な分野にわたる学問的アプローチがなされるようになったにもかかわらず、たえず一つの中心問題をめぐって巡回する議論が主流となっていた。それは区別なく女性を「犠牲者」とする射程内での研究であり、結果的には歪んだ認識を導きだしていた。たとえ加害の局面があったとしても、それは父権的に構成されている社会ではせいぜい不可抗力的な消極的「共犯」であるにすぎないとみなされた。ところが「アウシュヴィツ」という極限状況での女性犠牲者と女性加害者の対立が視野にはいつてきたことよって加害者としての女性の姿が浮上してきた。八〇年代が経過するなかで次第にナチズムの制度が見えだしたとき女性の加害問題が立ちはだかってきた。

八〇年代後半になるとナチズムの過去にたいするフェミニスト研究者の出版物が出たり会議がもたれたり、新しいヴァージョンでの議論が起こってくるようになる。一九八七年、女性の加害問題を問う著作が出た。A・エビンクハオスの『犠牲と女性加害者』⁹⁾は、それまで女性研究では無視されつづけてきたテーマである女性による女性の抑圧、迫害、そして殺害を問題にした。エビンクハオスは無視されてきた理由を、女性史の記述が女性のアイデンティティの確立に役立てようとすると強い要請のもとで進められてきたことと関連していたためであろうとみている。¹⁰⁾こうした女性史の相対化は、女性の自己認識が変化したことを示すものでもあった。ところがエビンクハオスの犠牲・加害のシエーマは善と悪の明確な線を引き、しかも善・悪の概念は法律的な専門用語のなかに埋没してしまっている。ナチズムによって迫害され、苦しめられ、そして殺害された女性は犠牲者であり、他方女性福祉士、看護婦、女医そして強制収容所の女監視人は殺人計画に協力した加害者となる。しかも強制収容所や絶滅収容所でのこれらの女性はとくに同性である女性にたいしては残酷であったという。¹¹⁾エビンクハオスは有無をいわせぬ道徳的確信をもって善と悪とのあいだに境界線を引き、自明のごとくに善と悪とを分離する。

しかし犠牲と加害といった単純な二分法はナチズム下での女性の存在、行動範囲そして責任能力を判断するのに必要な社会的文化的な違いを消し去ってしまう。ドイツの女性にとってファシズムは何を意味したのかは、彼女らの宗教、人種的素性、社会的立場そして政治的信念によって異なる。あの最初のラーフェンスブリュック裁判で女囚人とSSの女監視人とが一緒に被告席に座り、そして一緒に死刑の判決を言い渡されたことを考えると、犠牲者がまた加害者になる状況下で犠牲と加害の二分割ははたしてどんな意味をもつのか。また、かつての囚人が「SSはわたしに何もしやしなかった。何もかも囚人がやったんだよ、すべて囚人がやったんだ」と語った言葉やR・ヒルベルクおよびH・アーレントの指摘を前にすると、犠牲¹²⁾と加害の単純な善・悪シエーマは有効性を失う。

〔全女性の共犯性〕

女性の解放の主体性とは違って、加害の主体性についての議論が始まったのは比較的遅かった。これにはChr・トゥエルマー¹³⁾のロールが提起した女性共犯の理論が重要な発端となって議論のひろがりの核を形成した。彼女は女性差別的な社会にあつても女性は行動の可能性を身につけているのだとして女性共犯の概念をうち出す。つまり父権的、物的そしてイデオロギー的な力のもたらした結果に女性もあずかっているのだと。女性はたんに受け身の犠牲者ではなく、平等の領域が拡大するにつれて女性も父権的な論理で思考し行動している共犯者となっているのである、両性関係にみられた隔たりや依存の状況が混合するにつれ女性も「殺人的正常」をも自明のこととして受け入れることができるような現実¹⁴⁾に満足し、さらにこの現実を促進してきた。したがってトゥエルマー¹⁵⁾のロールの共犯の理論は、全社会的な抑圧と破壊の状況に女性が加担していることを示すものであり、抑圧的で人種的な、そして女性敵的なシステムに女性も加担し共犯者となつてしまつて示していることを示していた。

しかしトゥエルマー¹⁶⁾のロールの共犯の理論は、一九八三年から書かれたエッセイの集大成を八七年に単独著書と

して出版した著作のなかで展開されたものである。¹³したがって、彼女の思考の軌跡はよみ取れるが、彼女の理論を歴史的に特殊なナチス社会とその犯罪的な帰結の分析に適用した論述はない。女性の共犯が歴史的で具体的なナチズムの犠牲者と迫害されたものに明確に関係づけた分析はみられないのである。それゆえ、ナチ社会のために働いた女性グループの役割に関連づけてナチ犯罪の事実に向きあった場合、女性の行為は父権的構成のもとの従属的な犯罪行為である消極的「共犯」となってしまふ。しかし、問われているのは区別された罪として女性が担う「共犯」ではない。犯罪そのものである正犯についての女性の罪の意味を問う知が絶対的な重みをもって問われているのに、これに答えていないことになる。それにもかかわらずトウエルマー＝ロールの理論が、全社会的に遂行された抑圧と破壊への女性の関与についての議論を公にしたのは大きな功績であった。この議論の地平からはじめて、女性の「加担」の事実に耐えうる新たなフェミニストの概念が展開できるはずである。

女性の加担を前面にだすさまざまな議論がでてきた。女性も社会的立場や人種にしたがって非常に異なつたそれぞれの活動領域をもち、その違いにおうじた同等の関与を認める議論である。ナチズムにかんする女性研究を理論の欠如、分化能力のなさ、そしてイデオロギー的に保守的な立場に近いことを根拠に、「忸怩たる同質性（男性との一筆者）」と特徴づけたもの。¹⁴あるいはナチズムのもとでは父権的であつただけではなく、母権もまたその醜い顔を見せたのであり、男性と女性が協働してのみナチズムという凄惨な絶滅体系を現実のものとする事ができたのであり、ヒトラー支配の計画はそもそも女性なくしては考えられなかつたであろうし、また女性の協力活動なくしては戦争も遂行できなかったであろうとするものなどである。¹⁵

しかし女性の関与を認めながらも、ナチ的な女性と同一視した女性史記述を望まないドイツ人女性と強制収容所での経験のある近親者をもつ女性、またドイツ系ユダヤ人女性とのあいだには女性の加担をめぐる認識の差異がみられた。ここにまた、ドイツ人が加害者で非ドイツ人は被害者とするシェーマが登場してくる。加害者としてのド

イツ人女性をモチーフとした著書がアメリカで出版され、論争がおこる。

〔II〕全女性の加担をめぐるG・ボックとC・クーンズの論争

〔ボックのクーンズ批評〕

ひとつの論争が噴出した。一九八九年G・ボックは、アメリカ・デューク大学歴史学部の教授であったC・クーンズの著書『父の国の母たち』¹⁶がナチズムへのドイツ女性の加担をテーマにしているとして、きびしく批判した書評を、「女性とナチズム／クラウディア・クーンズの著書へのコメント」と題して『歴史と社会Geschichte und Gesellschaft』誌¹⁷に発表した。これにクーンズが反論し、再度ボックが総括するといった論争が展開された。論争の論点と要旨をまとめてみよう。

ボックはまず一九八〇年代に、国際的なレベルでのナチズム研究では非道な政治や人種主義そして大量虐殺といった新しい関心がおこり、その起源や責任や罪、集団殺害の歴史的今日的な意味をめぐるの議論は一九八六年からの「歴史家論争」へと連なっていたことを指摘する。ところが女性と女性史はこれになんの役割もはたさなかったようだとのべ、その理由を従来の歴史記述が両性の関係に盲目であったこと、また指導的決定権や政治の実行機関は圧倒的に男性の手中にあったという事実のせいだとした。しかし現実には、膨大な数の女性犠牲者がいたことを挙げる。ほぼ四〇万人の強制断種者の約半数は女性であり、約六万人の女性が安楽死計画の犠牲になった。約二〇万人のドイツ・ユダヤ人女性がドイツから追放され、ほぼ一〇万人は殺され、同様に何百万もの非ドイツ・ユダヤ人女性やユダヤ人でない女性やロマ人が殺された。またほぼ二百万人の外国人女性が、その大部分が強制的に戦争中ドイツで働かされ、彼女らのうち一〇万人が意志に反して墮胎を実施された。一度、こうした女性の一部が歴史家論争のなかで明らかになった例としてE・イエツケルの名を挙げ、また英国のJ・ステイブソンがナチ

時代、ドイツ女性は男性よりも独特な方法で抵抗的であつたと結論づけた例を歴史に姿をみせた女性として示している。⁽¹⁸⁾

ボックは、クーンズが一九八七年に出した『父の国の母たち』と題した著書のなかで、ナチズム下での女性を犠牲者とする言説や、あるいはまた女性ゆえに権力が近づきたいという利点をいかして男性以上の抵抗を實踐したとする研究を疑問に付し、むしろ女性はナチ独裁を可能にし、ジェノサイドを遂行したドイツ人の半分であつたことを強調したと指摘したうえで、著者クーンズがどのようにして女性の加担という結論に達したのか、それはどのようにに根拠づけられ証明されるのか？ 例えば、あまり研究されていない軍需産業と軍需生産への女性の貢献に新しいひかりを当てたのか、また躊躇する息子を軍隊に駆り立てた女性を、あるいは一九三九年來の殺人に関与していた女性の姿をつまびらかにしたのか、と問う。

ところがクーンズの著書ではこうした問題が研究されているのではなく、そのかわりに女性をひっくるめて扱ってナチズムの犯罪に女性は責任があるという。なぜなら女性の行動や価値の中心には両性の差異、つまり母性、家族、分離された女性の領域、また家族以外ではたとえば福祉、慈善、社会活動のような女性の別な風な在り方があり、女性はこれらにしたがつた価値観を信奉し、かつ行動しているからだというのだ。こうした行動や価値はナチズムもしくはナチズムを支持した男たちによって部分的に女性に押しつけられましたが、しかしとりわけ女性自身が望み実行したものであるとみて、「女性は無力、あるいは無垢であるところか、彼女らが母として明りように示した関心事の権威にかけて殺人的な国家を可能にし」、「女性の分離された領域での母性愛は悪にたいする女性の免疫になるどころか、アーリア人の未来についての総統のヴィジョンのための女性の献身をかきたて」、そして「母や妻たちは、憎悪の包囲のなかにあつて愛の幻想を保持することでナチ権力にきわめて重大な貢献をなした」とクーンズは書く。

ボックはクーンズが男女同権派フェミニストの立場でドイツ女性を批判しているとしてそのイデオロギー性を批判する。そしてなによりも歴史的な知識は、まず手堅い歴史研究と適正な資料にもとづくものでなければならず、イデオロギーをよりどころとすべきではなく、また役立つ過去を目的とすべきでもないことを強調し、一章から一章までを追いながら詳細にわたって膨大な誤りや齟齬、たとえば選挙とナチズムと選挙行為にみられる「ジェンダー・ギャップ」として挙げている年代の誤りについて、NSDAPの党員数についての数字の誤り、出生率の変化を示す数字の誤り、さらにナチズムの反ユダヤ法についての誤りを指摘する。とくに一章づつが割り当てられたプロテスタントおよびカトリック女性組織と女性指導者についての記述にむけたボックの批判はクーンズの著書のイデオロギー性を根本的についでいる。ナチズムを宗教と教会に還元せんばかりのふたつの教会宗教への集中では、なぜ宗教的帰属の基準が階級的帰属、都市と農村の関係、あるいは既婚女性と独身女性、有職女性と無職の女性、子どもをもつ女性とそうでない女性といった他の基準より優先されるのか、と問う。

ナチズムに抵抗した女性を扱った章では、ナチズムをその始まりから拒否した人びとのみを取り上げ、一九三三年以後になってこれを拒否した者については言及がないと指摘する。ほとんど共産主義女性や社会主義女性のみが抵抗者として言及され、カトリック女性やその他の女性の場合は抵抗としてはみなされず、「自己防衛」や「私生活への侵入」に反対する闘争とみなされているという。またユダヤ人女性についての章は一般的な概観となつており、これは著者がナチ女性と非ナチ女性とを区別するのに厳密さを欠いた概略的な資料を使つたためにそうなつたのではなく、とりわけ家族、母性、そして「分離された(女性の)領域」のさまざまな価値に、女性のナチズム支持の重点を置こうとする志向とが結びついたためであるとボックはみる。しかも「分離された領域」は何ら明確に規定されたものではなく、男性的なもの、女性的なもの、ナチス的女性敵意と非ナチス的女性敵意のかなめとして一般的に用いられているのであり、さらにまたこの分離された領域は強制収容所での男女の分離というさらな

るヴァージョンで現われてくるが、シンティとロマは性別には分けられていなかったことについては言及されてないとも指摘している。

クーンズの著書の最も重要な理論的枠組みである「分離された領域」はいまや、家族もしくは「保守的な家族価値」を意味し、また同様に家族内での男女の共同生活の破壊を意味し、さらにまたユダヤ人男女が死において平等を経験するまえの最後の苦しみの時を力づくで引き離すことを意味した。しかし、家族と家族の破壊、愛とテロル、生と死のあいだの終わりなき対立をただ一つの概念でまとめようとして、規定されないままの理論的な枠組みを使うことは歴史的に役に立たないばかりか、歪曲でもあるとポックは言い切る。

最終章の戦争と集団殺害を扱った章でポックはつぎのようにのべる。この章でナチの女性諸組織はもはやほとんど問題にはならず、宗教関係の女性も姿を見せない。それにもかかわらずこの章で「女性の行動の最終的な意味」が取りあげられ、「ジェノサイドに対する責任」と女性の罪を問う問題が立てられるが、齟齬の多い記述をするうちに、女性の「分離された領域」でこの新しい責任と罪を問う問題の答えが「男女の両極化されたアイデンティティ」に、「女らしさの理想」に、そして「家族の伝統的な概念」に見いだされるようになるのは何ら不思議ではないという。収容所や殺害に従事していた男性は、「自分の妻や子どもや家族とのふれあいのための深い感情を必要としていて、これが個人的な幸せや正気の領域を越えた世界とのわずかな結びつきを維持していた」とみる。クーンズはここでヘスの自叙伝を引きあいに出しているが、しかしポックはこれを巧みに操作された例証であり、ヘスの収容所生活の実際の記述は省略されていることを指摘したうえで、ヘスは例外であったと反証する。

つまりクーンズは女性の現実と行動にたいする男性のファンタジーについて推論しているとポックはいう。「妻たちは……殺人鬼になった男の世界を正常化することで「本来の役割」を果たした」といい、殺人者の妻たちだけではなくすべての女性が、「ヒトラーのドイツにおいて、選ばれた『アーリア人』の世界に母性の健康的な輝きを

あたえる人間的な価値の姿を女性自身の創造の場である分離された領域で準備していた。そのうえ、妻たちは日々殺人と向きあっていた男たちに、かれらの行為ではなく身分ゆえに尊敬されるような安全な場所を提供していた」と。こうして宿命的な「女の領域」を創り出したのは男性であると確認するにいたるのは、母や妻たちへの同情というクーンズの気まぐれであるのか？と問う。こうした気まぐれがナチ女性と非ナチ女性、女性と男性、生と死、そして歴史とイデオロギーのあいだの区別を見えなくしているとの批判をボックはくり返す。

しかし女性史を分離された領域に還元してしまうフェミニズムイデオロギーは集団殺害の分析にはまったく相応しいモデルではなく、このモデルはむしろ重要な矛盾にゆきつくという。クーンズは、「分離された領域」は女の権力、「目にもえない力」の源泉であるという仮定を退け、むしろ女性の無力の源泉としてみている。しかしそれにもかかわらず、「分離された領域」はまさに女性に権力を与えてきた、とくにホロコーストの場合には。クーンズは女性と女性の権力について歴史上のすべてを説明できると誤解したため、ナチズムにおける本当の権力関係の問題だけではなく、また女性史はあらゆる歴史的な問題にとって重要であるという正しい仮定をも不正確な仮定に倒錯してしまっているとボックは指摘する。

最後に、男性の領域で生き影響力をもった女性の活動家については一度も言及されていないこと、さらに重要なこととして断種がたんに母性崇拜の別の局面として示されている事実を挙げている。そしてクーンズの著書は、今日的女性の「分離された領域」と、女性の「分離された領域」の急進化としてのホロコーストの無条件の否定としての示すものであるが、しかし記述は論理的であるよりもイデオロギー的であり、歴史的であるよりもイデオロギー的であるとして批評を結んでいる。

このボックの批評にたいしクーンズが同じく『歴史と社会』誌上で反論した。この反論も追ってみよう。

「クーンズの反論」¹⁹

第三帝国についての研究はいずれの局面もパラドクスと錯綜に直面せざるをえない。ところがボックは単純な答えを優先させる。これはありえないことだ。ボックが非難した「不明瞭と矛盾」は公文書資料による結果であつて、多くの新しい研究によつて証明されるであらう。わたしの著書の中心的意図は、研究テーマの中心をなす分野での多義性を際立たせることであつたが、しかしボックは確信をもつて「男らしさ」と「女らしさ」、ナチ的と非ナチ的、権力者と無力な者、犠牲者と犯人を区別する。こうした両極化した対比がとくに目立ち、これがわたしの研究に異論をとなえている。両義性に取り組むのを不満とするボックは彼女独自のカテゴリーではなく、わたしのカテゴリーをも両極化を強要する。両極化の固定はしばしば過度な言葉を誘引するとしてボックの文章を引用する。「憎悪の源泉としての愛、死の源泉としての母性、殺人の起源としての「他者」性と女性の「分離された領域」と。

クーンズはつぎのことを書いたのだという。ナチズムに同感を寄せていた女性たちは、彼女らは観念的で便宜的な動機から行動したのであるが、明らかに女性敵対的で軍国主義的でしかも反ユダヤ主義的な男性ナチ指導者に協力した。ナチ的ヒエラルキーの内部で、女性は重要な問題を解決する権力もつてはいなかった。しかし「女性の領域」の国家的擁護は女性に夫や父親、司祭や牧師のもつ権威にたいし釣り合いをとるものを与えていた。そのうえ、人種主義は「アーリア」女性の自己意識を支え、劣等人種の犠牲のもとで彼女らの影響力をたかめる可能性を提供していたことをのべたのだという。つづいてボックの研究を批判する。

ボックの解釈は（他の著作をも含めて）「人種主義」と「セクシズム」をめぐる問題であり、この表題のもとでは女性は（アーリア人でさえもが）ユダヤ人、ジプシー、そして他の「望ましくない」人種とともに男性崇拜の犠牲になる。ナチ男性の女性敵視が、女性を悪への関与から守つたと信じてボックは「非アーリア」女性と同様に

「アリア」女性をも犠牲のさまざまな程度に分類する。こうした歴史的因果関係の考え方は責任をヒトラーを取りまく一味のなかの男性のみの小さなグループのせいにしてしまうことになるので、権力の多様で即興的な、しばしば無秩序で局部的な行使を強調する解釈をとるのだとクーンズは言う。

またポックは断種についての研究で、女性をセクシズムの犠牲者として示しているような公文書資料を前面に出して用いているが、ナチズム優生学のもとで特に女性敵対的な意図をもつ証拠はどれもが断種実行の女性への影響を過小評価している。ポックはこうした意図性のある証拠を用いて、断種政策はナチ指導者のセクシズムの結果生じたとする彼女の主張を正当化していると指摘し、つづいてクーンズは実際人種政策局のプロパガンダに見られる人種の遺伝的「劣性」は両性にこだわらない中性的なものであるといい、さらにポックの用いた資料の不備につき、またポックによって指摘された資料上の誤りや齟齬について反論している。

最後に女性の分離された領域が女性に権力を付与し、ホロコーストを可能にしたとみていると批判するポックにたいしクーンズはテーゼの歪曲だと反論する。「私の分析はジェノサイドに対する責任を、これを実行した男性に極限している。そのうえで、「正常」な男性がどのようにして集団殺人を犯すことができたのかについて、他の研究者の分離された領域についての仮説にくわえて、男女に特有な社会的秩序の有効性についての私の考察を付けくわえた。これらの男性は、彼らが礼儀正しい家族の父親であったことと、殺人として行なったこととのあいだを厳格に分けへだてていた。私はここで「ホロコースト王国」を執行した男性と、彼らの確信を強調しなかった。しかしポックはこれを『母親と妻たちへの同情という気まぐれ』として読んでいる。「私は強制収容所指揮官の女性に罪をきせない。しかしまた、推測的で生物学的な特徴にもとづいて人間の価値を決め、しかもそれでもって女性を男の悪の世界の外部に配置するような道徳的考えのシステムをきびしく批判する」と結んでいる。

この最後の言説は論争のなかではじめてクーンズが明言した見解であった。

「ボックの総括——女性特有の罪はあるのか？」⁽²⁰⁾

『歴史と社会』の同じ号にボックが「女性歴史家論争？」と題してクーンズの反論をコメントし、全体的な総括をしている。

ボックは、クーンズが批評に対する返答でまず、「ジェノサイドに対する責任を、これを実行した男性のせいにする」と断定していることは驚きであり、また当然のこととして心に留めておかなければならないという。けれどもクーンズの著書のなかではさまざま表現で「女性性ナチ犯罪のまさに中枢でしばしば影響を及ぼした」ことが書かれ、また最終章では、男の集団被害者の精神描写が、「妻と母たち」の決定的な貢献から集団被害へと直接的に導きだされている。よりにもよって、この主要テーマが大きな反響を呼んだゆえとりわけ驚いたのだ。クーンズの著書はアメリカ合衆国で、とくに大学生のあいだでベストセラーとなり、多くの国で翻訳され批判的ならびに肯定的論評を呼び起こした。その間「女性歴史家論争」ともなったが、そこでは主に「役立つ過去」が問題となっていたとボックは批判的にみている。

しかし歴史的な問題は、女性がナチズムとその犯罪に責任と罪を負うのかどうかという点にあるのではない。なぜなら、ナチズムの躍進に女性も関与し、また多くがその犯罪に関わっていたということは、たとえ組織的な研究がいまだになされていないとしても、それは間違いないことであり、しかもずっと前からテーマにもなっている。むしろ問題は、「女性として」の女性に適用できるのかどうかという疑問にある。つまり女性特有の行動に求められるような「女性特有」の罪についての問題があるのかどうか（すなわちクーンズが強調するように、女性の「伝統的に分離された領域」に、母親の愛に、そして「母や妻」としての女性の行動に）、またナチ支配と人種政策の「核心に」まさに女性特有の罪があったのかどうかという疑問に。

ボックはこうした仮説が、ドイツでも以前からさまざまな形でひろく議論されているのだが、いろいろな理由か

ら疑問に思っているという。それらの理由をつぎのようにのべている。クーンズの著書の「分離された領域」という概念は不明瞭でさまざまな矛盾を含んでいること。「母や妻たち」の「罪」、つまり「国家の下働き」としての女性の活動をまさしく「女性の家族役割のなかで」分析するのではなく、ただ主張しているだけであること。この著書のなかで十分に紹介されているナチ的で宗派的な女性組織の指導者たちは、まさしく「女性の家族役割のなかで」活動したのではなかったこと。ナチ人種政策は規範とも「伝統的な女性の領域」の現実とも混同されるべきものではなかったこと。ナチ犯罪への女性の実際的な貢献は、クーンズが探さなかつたところ、すなわち女性が伝統的ではなく、しかも家庭外での役目で働いているところでむしろ多く見いだされていること（例えば人種衛生官僚から収容所にいたるまで）などを理由に挙げている。

ボックはクーンズのご概念とは違つた別な構想の可能性が、両性に関係づけた批判的歴史記述の枠組にあると指摘する。しかしクーンズはこうした違いについて議論する代わりに、「逆説」、「錯綜」、そして「多様性」を引き合ひにだす。しかし、こうした特徴はまさにナチズムに特有なものであつたので、それだけになおさら叙述は重大な矛盾を避けるべきであつた。残念ながら、クーンズにとつて「アンヴィヴァレント」はほとんど問題ではないのである。単純でふたつの要素からなり、ほとんどアンヴィヴァレントを孕んでいない「男女の領域の分離」、これが一貫して叙述の基礎になつてゐる。ナチズムの人種政策に多くの女性が貢献したことは、その目あたらしきと過激さにもかかわらず「伝統的」として格付けされ、劇的な革新のコンテキストのなかでは考察されなかつたと指摘する。したがつて例えば、「ドイツ女性団体連合 BDF」の記述でも、この団体の反ナチズムの呼びかけは公表しないし、またBDFが女性問題に取り組んだ資料も過少に評価し、「アリア人条項」に反対した「ドイツ国家女性市民連盟」⁽²¹⁾や「ユダヤ女性連合」⁽²²⁾についての記述もないと指摘する。

「クーンズの著書が学術界、とりわけ大学生のあいだで広く読まれただけに、ある程度をこえた誤謬と不正確を

指摘することは僭越ではなく義務である。引用を不正確に利用しているところは私の批評と比較することで読者が検討できる」としている。つづいてNSDAPの黨員数とジェンダー・ギャップについて、出生数について、そして婚資金貸与制度についてあらためてコメントしている。ユダヤ人殺害とその数についてのコメントの最後では批判をあまり広げすぎたことをボック自身認め、最終的にユダヤ人に何がなされたかを目のあたりにして、正確な数字はおそらくそんなに重要なことではないと言い切っている。

最後にボックはこう締めくくっている。「この本はナチ犯罪におけるドイツ女性の罪を証明してみせ、そうすることによって犯罪の原因を新しく規定しようとしている。しかし子どもを産み育てることに、家族のための労働や「伝統的」な女性の役割を遂行することに女性の「罪」が見いだされ、しかも女性のそうした実行がナチの人種政策の中心部を占めていたのだとみるかぎり、新しい意識を獲得することはほとんどできない。つまりあの世代の女性が、性を無視してすべてのドイツ人の集団的・国民的連帯責任を超えているような個人的あるいは性別に関係づけられた罪を何ら正当に自覚していなかったのであるのなら、あの世代の女性についてもまた人種政策と集団殺人の原因、生成、そして経過に関しても新しい思考にいたることはできない」としてクーンズの単線的連続説を批判している。

〔Ⅲ〕 道徳的責任から歴史的責任へ

〔集団行動と道徳的責任〕

ナチズムをめぐる女性の論議が先鋭化するなかで、ナチズムにかんする女性研究を無害なものにみせかけたり、また女性擁護に偏ったりすることを非難する批判的解釈がでてくると同時に、議論に「道徳性」がもち込まれた。やはり責任問題にこだわっていた。一九九一年一月ヴェルツブルクで「ミュンヘン女性アカデミー」は「フリー

数の女性には人間的であることと非人間的であることを区別することはできなかったはずであり、たとえ制限されていたとしても女性が下した価値判断に道徳的に従う自由をもったはずである。政治的歴史的ドイツの集団行動によって犠牲になった者や迫害された者を生みだしたナチズムの迫害、非人道性、そして殺人を前にして、女性の行動は父権制のもとにあつて両性間の道徳的な直接的意味はかなり相対化されたとしても、それによって女性の罪の絶対的な重みが相殺されることはないはずである。男女を飲み込んだドイツ人集団行動によって人間のイデーや現実が完全に破壊されたナチズムというドイツの過去にフェミニストはしかし道徳的に取り組んでこなかったとグラーフフェンホルストは指摘する。

さらに彼女は男女の身体性と、それにもとづく主体的経験が男女に特有な性のイデーを形成しているのだとみる考えを不当な純粹主義ではないかという。つまり女性の特性がもつばら身体性と結びついて規定されることに疑問を示す。「娘」の人格が形成される過程において多くの男性性が注ぎ込まれる。たいていは教育をとおして、現実の父親や象徴としての父親によつて。したがつて娘、女性の特性は少なくとも混合された基礎をもつことになる。父親の役割は客体的にだけではなく主体的にも特別な役割を果たし、その役割は否定的でもありまた肯定的でもある。ここに父親に媒介された基礎からくるナチ的特徴が徹底して問われなければならないとみる。こうしてグラーフフェンホルストは、男女不可分の問題としてナチズムを「ドイツ人の集団行動」の結果とし、この「負の遺産」を女性も道徳的に担わなければならないと主張する。²⁴しかしグラーフフェンホルストの場合、「娘」としての個人的経験、彼女の父親はナチ国家の指導部に属し、母親はそのことを誇りにしていたこと、さらにこのことについて十数年にわたつて理性的な話し合いの場をもたなかったこと、こうした経験が基調をなしている。またこれと関連して出てくる「道徳」も個人的レベルにとどまり、「負の遺産」との関係性も明確でない。

K・ヴィンダウス・ヴァルザーも女性の共犯の概念を女性の行動の手がかりをつかむ始まりとみる。彼女はユダ

ヤ人迫害と女性迫害の類似性を取り上げ、女性を被害者・犠牲者とする思考は罪の否認と連動しているとみる。また女性の行動力と独立独行を強調し、他の社会的諸現象から女性を隔離しようとするあらゆる試みを彼女は「集団的防衛戦術」とみなす。さらに彼女はドイツのフェミニスト論争のもうひとつの特徴を挙げている。それは、分析の前面に女性の行動と動因を立てるのではなく、ナチの女性像と女性政策を分析の中心に据えていることであるという。ここからナチの女性像は伝統的で、女性政策は抑圧的であったとする議論が展開されたことによって、たとえ女性がナチズムに抵抗しなかったとしても、それはまさにこの抑圧のせいであるとされてきたのだとみる。こうした議論によって絶滅機構を積極的にまた消極的に支持したり、あるいは加担した現実は否定されてしまい、ナチズムを支持した女性でさえもが加害者から犠牲者に逆転したと指摘する。彼女の批判はさらにG・ボックのナチズム時代の強制断種の研究におよび、ボックの研究主題は女性をナチ・テロルの犠牲者として叙述していると決めつけている。

ヴァインダウス・ヴァルザーはナチズムのような絶滅体系をただ一つの性、男性によって責任がとられるべきシステムだとする論理を受け入れることは幻想でしかないという。社会はもっぱら男性戦略の産物ではなく、相互に影響をおよぼしあつた男女の生産力と破壊力の結果である。したがって男性ではなく父の権力をしめす父権制は母の権力と関係づけられてはじめて意味があるとみる。そして彼女のさらなる分析批判は文学作品にあらわれた女性に移つてゆく⁽²⁸⁾。しかし、この父権・母権の拮抗は近代以前の家族概念への回帰であるにもかかわらず、個人としての女性の行動とその動機に重点をおいた彼女の見解には歴史的概念の混同がある。むしろ抑圧関係が抑圧をうむ社会構造の研究が必要であろう。それにはナチズムの女性政策をみなければならぬ。

「歴史的責任」

ナチズムはドイツ人の集団的共同行動によるドイツの「負の遺産」であるとの認識が浮上してきた。そもそも父権制の道徳的意味が問われたとしても、それは全体としての直接的・間接的な多くの経験の総体としてのみ意味をもつものである。したがって、「アウシュヴィッツ」という歴史的に唯一無比な出来事を、フェミニストやその理論家が道徳的見地に立つてなお父権的ナチ・ドイツの出来事として規定できるものではない。

また、共同で集団行動を引き起こしたドイツ人が、女性や男性にたいし途方もない人間の侮蔑と絶滅を考えだし実行したとみるグラーフエンホルストの責任論は、ドイツ人の集団行動から帰結する集団主体を問うことになる。ここにあらたな批判が出てくる。具体的な責任と個人的に責任を負わなければならない罪が、一般的で超個人的な集団の行動主体という拡散した概念のなかに消えてしまうことになる。しかし罪とは、具体的であり名指しできる個人にかかわるものであり、これを集団のせいにすることによって罪の特質と政治的な内容は失われてしまうことになる。D・レーゼとC・ザクセは批判する。しかし後述にみるようにM・カプランはユダヤ人の「社会的死(social death)」についてのべ、名指しできないドイツ人女性の社会的責任を問うている。また、ナチズムを「負の遺産」として受けとめようとするグラーフエンホルストは、道徳的であるということを認識的で記述的な分析課題からは切り離して道徳そのものに優位性をあたえてしまっている。つまり知や理性の領域から分離してしまうことで歴史的な責任を引き受けるのを妨げてしまっている。しかし歴史的責任を引き受けることこそが女性に要求されていることであろう。そもそもジェノサイドの現実は無罪を許してはいないのだ。出来ることは社会構造的な研究によって男女両性の相互関係、社会的な権力関係を明らかにし、社会構成員の解放のための知と研究が求められていることをまずは認識することであろう。これを指摘し、ナチズムと女性について包括的な論評をしたのはD・レーゼとC・ザクセである。ふたりがボックとクーンズの著書を批評した論点をつぎにみる。

〔Ⅳ〕歴史的責任と社会構造——C・ザクセとD・レーゼの批評

〔人種政策と女性政策——G・ボック批評〕²⁶

今までのナチズムにかんする女性研究が区別なく女性を犠牲者として言明したのでもないし、また想定的な「ドイツ人集団行動」のすべての女性は「加害者」、「共犯者」、少なくとも「有罪者」であろうとみるパラダイグマのもとで研究を修正することも意味のあることではないであろう。実際ここ数年にわたるナチズムにかんする歴史的な女性研究の著作は「女性抵抗者」、「非加害女性」、あるいは「女性共犯者」を研究してきたが、それらは「加害女性」を中心に据えたものでも、「抵抗闘争者」としての女性の社会的政治的行動を中心に据えたものでもなかった。それではこれらは、「女性をナチズムの単なる犠牲者とみようとす」欲求から導きだされたのであろうか？ この「女性犠牲者」非難は、K・ヴィンダウス・ヴァルザーがとくにG・ボックの著書『ナチズム下での強制断種』にたいして言い立てたものなのだが、ナチス体制の女性政策のさまざまな側面を全面的に調べたボックの研究の主要関心事を見過したものであるとレーゼとザクセは批判し、ボックの大部な著書が提起している問題を的確に論評している。詳しく紹介してみよう。

ナチスの出産政策にみられるセクシズムと人種主義の結合を追究したボックの強制断種の研究は、ナチス政策の中心にあるのはいわゆるよく知られている出産促進方策ではなく、特典や結婚禁止、そしてとくに強制断種といった反出産の諸方策であることを証明した。他の国にもあったような財政的なまた宣伝的な出産奨励がナチズムにも典型的であったのではなく、集団的で強制的な干渉が国家の手によって男女の身体におよんだのだ。とくにナチズム体制は同盟相手を男性に求めていた。男性は生みの親というよりむしろ父親であり、出産奨励給付がとくに現金の形でなされる場合、望ましい子の父親であるかぎり母親にたいしてではなく男性にたいし支払われた。「父

性崇拜」として特徴づけられるこのような規則はとかくするうちに強制的ではないように思えてくるのだが、実際には出産奨励金の代わりに「生殖奨励金」を通告しているのだ。こうした方向づけにおいてナチの家族政策は男女の關係性に影響を及ぼしていた。

ボックの著書の中心テーゼは、ナチスの出産政策の目的は性と生殖のコントロールを女性から奪うことであり、「生命分野での国家の優位」を貫徹することであったことを明示することであった。そのさい女性政策と人種政策はたがいに關係づけられ生物学的に論証されているが、しかし実際には社会的な指示システムとしてみられているのである。この指示システムには、両性の「自然」についての推測がまた一要因として作用しているような政治的關心によって押しつけられた人間の「価値」が根底にあった。

女性是人種主義だけではなく、ナチスのセクシズムをも経験した。女性は男性とは別の、またちがった程度での政策に見舞われたことをボックはつぎのように示している。ひとつには、身体的に困難であるがしかし男性とほぼ同じ程度で実施された手術による強制断種の結果、死亡した人のほぼ九〇パーセントは女性であった。もうひとつには、女性は不妊化によってより強く主体的な困惑にさらされた。なぜなら一方では、出産能力と母であることが女性の社会的アイデンティティともなっていたことから精神的打撃は男性より強かったからであり、他方では断種政策推進者自身が指摘したことなのだが、断種化された女性でいわゆる「精神薄弱者」であった者は、性的にいつでも自由に使える男性のための存在になったからである。しかし最後には、構造的なレベルではすべての女性は反出生主義の犠牲になった。人種政策の支配下にある男女を是認することによって、女性は社会的に劣った立場に位置づけられた。さらに生殖と出産への国家的介入は男女關係における転位を意味していた。なぜなら、女性に権限があり、またそれ以上に女性に社会的な力があつた本質的な生活領域がそこなわれたのだから。

ここでレーゼとザクセは、非歴史的な「母たち」の「権力」を強調し、この権力を理由に「ユダヤ人でないこと

を「歓呼して喜んだであろうような「非常に多くの女性」にナチ犯罪の責任を割り当てるK・ヴァルザーを批判する。そして、ユダヤ人はたんにユダヤ人であるだけでなく、男たちであり女たちであり、またドイツ人でもあったこと、ユダヤ人女性はただユダヤ人であっただけでなく、また女性であつたことを再確認したうえで、女性研究はナチス支配下でのドイツにおけるユダヤ人女性と非ユダヤ人女性、「異民族 (Fremdvölkische)」女性と非「異民族」女性とを結びつけていたのは何か、それにつづいて彼女らをどのようにして何が引き離したのかを問わなければならぬという。社会的カテゴリーとしてのジェンダーは他の社会的カテゴリーの代わりになつてもいけないし、また一定の、たいていは少数派であるような社会グループの人間がジェンダーなき存在として説明されてもいけない。したがって、「女という性のモラル」についてのべるヴァルザーや、「ドイツ人集団行動での女性の罪」といったグラーフエンホルストの言説は二重の誤りをおかしていると指摘する。

ボックは異「人種 (Rassen)」の人間に向けられた人類学的人種主義と、「劣性」として分類された同「人種」の人間、あるいは同「民族」の人間にたいする衛生学上の人種主義との内的関連を解説しようとする。ボックはこの関連性を「遺伝的価値の考え」として確認してゆく。すなわちこの考えは右記ふたつの言説にみる近代的人種主義を特徴づけ、そして人間にそなわっていると思われている(憶測の)「遺伝的価値」を人類学、生物学、心理学、優生学、精神医学やその他の医学的な諸科目の専門的な方法でもって規定できると信じていた。この考えの科学的代表者は世紀転換期以後、なんらかの専門分野で地位を確立し組織を作っていたのだが、彼らは医学的、政策的な「進歩」によつて始められた「反淘汰」と持続的な「退化」ないし独自の「民族体」に「占める外国人の割合の過度の増大」を別の方向に転換することを使命と思ひ込んでいた。そこで彼らは望ましくない「遺伝の流れ」を遮断するために断種という技術的手段を広め、この方法で「劣等」な生命を根絶し、そして殺人を「必要」にした。

ボックにしたがえばこのロジックのなかで、衛生学的人種主義によって人類学的人種主義のラディカル化が根拠づけられていた。「劣等者」の死、殺人あるいは生殖能力にたいする政治的選択肢としての断種を構想していた考えは、出産コントロールの個人的な方法としてではなく政治的な選択肢として断種手術を施すことで殺人への門戸を開いた」のだった (Bock, 1986: 349)。

それゆえ強制断種は前段階ではなく集団殺人の前提であったので、一九三九/四〇年の最初の段階で約五千人の病気の子どもの殺害につづいて「T4作戦」では十万人の施設の住人が、一九四〇/四一年の「Aktion T4」ではほぼ一万人の「病気」の強制収容所の囚人が殺された。²⁷これにつづくボックのさらなるテーゼにたいしてレーゼとザクセは重要な問題を指摘している。すなわち「遺伝的価値の考え」の「内在的な殺人ロジック」による直線的な歴史的・政治的な連続性が、多くの犠牲者を出した強制断種の実践から絶滅収容所での集団殺人の実践へと一致していくようにつづくボックのテーゼには問題があるとみている。なぜなら断種実施による何千倍の死を勘定に入れることと、ひとつのジェノサイドを実行することとは同じではないからだという。方法の転換はどのようにして起ったのか、これはボックの論拠につきつけられた大きな課題である。しかしボック自身は、この変り目に戦争と重なる必要のないまたま勃発した根本的な政治的变化があつたことを指摘しているのも事実である。つまりやり方の変化は、国家医師とSS (親衛隊) の本省勤務の官僚からSSへの政治的権限の争いはらんだ変化をとまなつて起こつたのだとボックはみている (Bock, 1986: 339ff.)。これにたいしP・ワインドリングはボックの著書の批評のなかで、ボックのこの重視を過少評価し、ナチの絶滅政策のラディカル化についてのナチ政権の典型的な争いの多様な構造を指摘している。²⁸これにレーゼとザクセは注意を促している。

しかしとりわけ、ドイツおよび他の国籍をもつたユダヤ人や他の「異民族」女性や男性がナチの殺人政策の犠牲者であつたが、反ユダヤ主義は「遺伝的価値の考え」のロジックに吸収されてしまうものではないというワインド

リングは、「人種主義者のあいだで異なっていて相容れないイデオロギーと利益団体」等々、また国家的衛生政策者とNSDAPの党の政治家とのあいだの違いに注意を向ける。けれども、どの程度衛生学上の人種主義が専門的な方法と器具でもって人類学的な人種主義をラディカル化したかというだけではなく、さらにヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅という前もって定められた政治的目的がどの程度方法の選択に影響をあたえたのかという疑問は残ると、レーゼとザクセはヨーロッパ・ユダヤ人の歴史的問題を視野に入れる。

ユダヤ人やジプシーと呼ばれたシンティやロマ人でない「ドイツ」住民の大多数の男女がナチの人種政策の犠牲になつたが、彼らはユダヤ人男女や他の民族の少数派の男女とは違つた方法でなつた。ポックがいうように違ひは、強制断種のつらい経験をもつて、もしくは強制断種という潜在的な脅威のもとで生きのびることができると、それとも死ななければならぬかの違いであつた。しかしこれは天下分け目の決定的な違いである。

近代優生学は科学としても国家と社会との関係においても、男性によつて形をあたえられた。それにもかかわらず、国際的に組織され国際的に普及した優生学の考えを、一国での集団絶滅を徹底させることで政治的で実際的な突破を可能にするにはナチズムの特殊な政治的システムが必要であつた。ナチ統治下での優生学的科学と反産的な政策との同盟は歴史的に条件づけられた男の同盟であり、また自主的に防衛された男の同盟であつた。ナチスの女性組織やその「指導者たち」はこうした政治の形を整えるのには関与していなかった。女性組織の代表者たちは、ナチの出産政策の定式化に参加することを当然女性として資格があると感じていたのだが、医学界の代表者、本省の官僚そしてNSDAPの党政治家たちによつて排除され、乳児の世話さえも女性組織の独自の管理にまかされることはなく、国家的医学業務にゆだねられた。ナチの人種政策は、科学的な構想、政治的決定、そして行政的履行の段階でいずれも男性の政治であつたことに疑問をはさむ余地はない。

しかし相談所、役所、病院や施設では女性組織、ケースワーカー、そして看護婦が参加し働いた。こうした女性

を取り上げなかったことでボックは非難されているが、こうした言説は断種政策において生命以上に国家の優位が問題であるとするテーゼにとつては取るにたりないものである。世話や看護活動をする女性の社会的政治的行動についての言説は徹底的な立証を必要とする。社会的な支配構造、制度的な権力状況、そしてまたこの脈絡での社会的政治的で科学的な論証の連続性もしくは非連続性の問題が分析に取り入れられなければならないことをレーゼとザクセは指摘している。つぎにこの二人のクーンズ批判をみておこう。

「両性の差異とへ女性の領域」——クーンズ批評³¹

C・クーンズは『父の国の母たち』のなかで広範にわたる研究を公刊した。クーンズが提起した中心問題は、ナチズムの犯罪への女性の関与を問うことである。その答えは、伝統的に性に結びついている領域に女性が固執したためナチズムの不正な国家に順応する結果となったとするテーゼに帰結している。クーンズはこの著書を専門的ではない一般読者向けに書いた。そしてかつての女性指導者G・シヨルツ・クリンクとの対話を演じることで個人的な態度をとり、通俗的な論評をし、そしてドイツ人でない読者の先入観を計算にいれ一般読者向けに著書を斟酌している。レーゼとザクセは批判する。そしてこれらの箇所を挙げていいる。

クーンズの著書に多くの齟齬や誤りがあることを指摘したうえで、とくに市民層女性を問題とするかぎりおのずと制限があるのに、それにもかかわらずクーンズはナチズムにおける女性についての一般的な言明をしようとしているところにクーンズの限界があるとみている。しかしこの本の主要テーゼは興味深く、さらに議論する価値のあるもので、そのテーゼの核心には、「女性はナチ国家において歴史上もつとも広範な女性組織を作る機会を、露骨な男性シヨビニストのナチ党の祝福と共に手にした。ここに一九世紀フェミニストの将来のヴィジョンが悪夢の形で存在していた」とみる仮定があるという。

一九三三／三四年にナチ女性組織の「旧女性闘士」がほとんど一人残らず権力と影響力を失ってしまったのであるかぎり、進展には連続もパラドクスも起こったのだが、その展開をクーンズはナチ党と大宗派の団体に組織された活動的な女性の例で示す。この女性たちは党の女性敵対的な言動を独自の活動の場を作りだすのに利用した。ここに男性優位なシステムの境界内で個人の自律を保つというナチ女性への約束を守るために女性独自の「生存圏」の考えが生みだされた。それゆえクーンズはこの女性たちを「解放にさからう反逆者」⁽³²⁾とも特徴づけている。

とくに、党が一九三三年以後には高官についている党の「旧闘士」を重んじたのに反して、女性たちは何ひとつ得るところがなかった。男性党首脳部は、「ヒトラーの社会政策の核心をなしている」「過激な人種計画」を女性のあいだに普及させるための任務を急進的で行動的な女性たちに信用して任せようとはしなかった。女性はだれ一人として指導的な職務を得ることはなかった。そのかわりに、どちらかといえば平凡なシオルツクリンクが「全国レベルの女性指導者」に任命された。彼女はこれといった独自のイデオロギー上の立場を占めていたわけではなく、実務的なプログラムの遂行に集中し、教会や市民組織を統合することにも成功した。その際の成果は「女性に許可されていること、つまり最小限ナチ固有の目的を多かれ少なかれ促進すること」⁽³³⁾ではかられた。

これが可能であったのは、男女の両極化した役割分担の考えがナチスによって幅広く宣伝され貫徹していたので、非ナチ的で市民的な宗派の組織によっても共有されるようになったためだとクーンズは説明する。女性や女性組織は性の両極化を堅持したので、最後には非ナチ的な女性をもまたシステムに統合しただけではなく、さらに家族的なくなるみ込みがなければ実施できなかったであろうような人種的殺人政策の貫徹さえも可能にしたという。

クーンズはこのテーゼをCher・ヴィトロクの結論と結びつけている。ヴィトロクはナチズムの女性像は曖昧であり、父権的な伝統の連続性のなかに見いだされる姿で、ヴァイマル共和国の市民女性運動にもみられる保守的な世界観と結びついているという。つまり「市民女性運動にもファシストにも見いだされるような父権的な伝統の基

本的な構成要素は、男女両極化のドグマ、父権的な一夫一婦婚の小家族、そして〈新しい母性〉の理念である」と³⁴している。

クーンズは似たような線で論証するが、しかし強調するところが異なる。ヴィトロクはナチズムが造作もなく結びつくことのできた父権的な連続性を強調するのだが、他方クーンズは一九世紀の男女の異なる領域と、ナチズムにおいて現実となったこととのあいだには相違があり、けっして保守的で伝統的な家族像がつづいたのではないことをよく知っている。ところが男女の領域の分離が政治的社会的決定から女性を事実上排除したことを隠蔽してしまつたために、ナチズム下での女性の領域は大いに膨らみ、そして女性に新しい行動分野や社会的承認、そして満足をもたらしたことがクーンズの中心論拠となっている。その結果、引きつづきのべられるのは性別によつて分離された領域の理念であつて、その内容ではなかつた。女性は女性の領域に制限され、男性的政治的領域から引き離されていたので有罪になつた。また女性は伝統的に母のように慰め、配慮し、建設的に振る舞つたので、抑圧、蔑み、迫害のもとでも正常な外観をあたえてきたし、そして最終的には民族的少数派と社会的政治的に望ましくない人間の抹殺というジェノサイドを殺人者として実行した女性のためにも個人的な退路の可能性を作りだしたことが語られる。

ここでレーゼとザクセはクーンズの論証の内容と不十分な論述にたいし三つの異論を提示する。まず、クーンズは連続性の説明に論証の重点をおき、断絶はほとんど認めてはいないか、あるいは表層的にしか解釈していないことを指摘する。そして一八世紀の新しい市民社会にとつて公的領域から私的領域を切り離したことにほんのなな意味があつたのか、また女性が占めていた場合はナチズムにおける女性の社会的な配置と比較しうるものなのか？ なぜナチの女性政策は家族の個別性を破壊したのか？ 女性運動の市民的な部分が道をひらいてやり、その道を通つて「女性の大隊」がナチズムへの入り口を見つけたたとすれば、男女のナチ信奉者はどうして女性運動に反対の行

動をとったのか？ これは純粹に権力問題であつたのか、それとも意味内容が問題であるのか？といった反論がでてくる。

ついで二番目の核心的な異論は、個人的な行動の枠組みと基準としての社会的な力関係をクーンズはまったく考慮してないことである。ところで女性の罪を問う問題をどのようにして「第三帝国」での女性は従属的な地位にのみつくことができたという言説と一致させるのか？ 女性の行動は、女性がその支配下にある社会的な事情によって特徴づけられるのか？ それともそうした制限をうけずに独自の理性的な考慮にだけ従うものなのか？ 女性の社会的な抑圧は女性の見解と行動にとつて確定的なものなのか、あるいはただ序列にしたがつたものなのか？ こうしたことにクーンズの研究は何ら答えていない。なぜならクーンズは結局道徳的に振る舞い、ナチズムにおける女性の歴史を罪のコンテクストで議論しているからである。「ナチ犯罪で手を汚さないでいたどころか、女性はまさにその中枢で影響をおよぼしていた」というこの言明でクーンズは女性をナチ殺人政策の中枢での行為者とした。虐待し殺害した女性についてではなく、女性の領域の伝統的な限定を受け入れた女性についてのべているのである。しかしこれらの女性は法的な意味で有罪を宣言されているのではないので、クーンズは矛盾のない「傍観者の罪」を問わなければならない。彼女はこれに関連して近代的官僚制社会を引き合いにだす。つまり「命令をくだす者がだれもないで、だれもが与えられた仕事のわずかな部分だけを果たしている」社会をもちだす。

H・アーレントはアイヒマン裁判で、近代社会の複雑さが社会的な出来事の原因と結果の関係を断ち切っている事態に直面していることを悟った。根強い反ユダヤ主義をはっきり示すこともなく「最終解決政策」を執行した官僚であるアイヒマンにどのように対処できるのか、彼の行動を社会的そして政治的にどのように評価するのか？ 一方では、アイヒマンは犠牲者であるとして引き合いにだされ、他方イスラエルの裁判所は彼をナチ殺人政策の実行者にしようとして試みたのにたいし、アーレントはとりわけ彼の行動の陳腐さをみると同時に、それがナチ殺人政策

実行のためには不可欠であったことをはっきり認識する。それでもって罪の問題がすたれてしまったわけではけつしてなく、むしろより複合的になった。命令を個人的に割り当てることができるとはまるで考えられないことであるにもにかかわらず、近代社会においての責任問題は新しい装いのもとで、たんに命令を受ける者と実行する者であるような人たちに、彼らの行動についての弁明を果たす義務を負わせている。女の領域への限定が、女性の責任の引き受けを妨げたとするクーンズの指摘は多とすべきだが、これを罪のコンテクストに放ち、ひいては社会的な問題を個人的なモラルに縮小してしまっているのには納得がいかない、としている。

クーンズの論証が照準を当てているナチ女性政策の非常に典型的な召集と道具化の結合は、むしろドイツ女子青年団の例にうまく具体的に示されている。これがクーンズにたいする三番目の反論になる。ドイツ女子青年団組織の歴史は一人の女性が青少年運動から組織の頂点に配属されたことで女子青年団の自己認識が方向転換した際に団員数が増加したことについてである。将来の主婦や母に向けての教育を目的とし、男性党仲間の闘争支援が活動であるような女性の生活領域に限定された組織から、たしかに分けられてはいるがしかし男女が同じように認められている青年組織に変わり、その結果男女両極化のモデルは世代の特有性によって剝離したのだった。女子青年はそのために評価が引き上げられたと感じ、また個人的に自由な空間を生み出すことができたのでドイツ女子青年団は女性にとって魅力的なものとなった。ドイツ女子青年団でおこなう教育が両極的男女役割の伝授に没頭していたわけではけつしてなかった。

組織労働の重点はむしろ青年育成の分野におかれ、多くの活動形態が青少年運動から採用され、ホームでの夕べも青少年運動の構成に似たように組織された。とくにスポーツに重きがおかれた。イデオロギー的な内容の伝授よりも「ドイツ青少年の一部」、それ以上に「ドイツ民族共同体」の構成要員であるという意識の集団的浸透がより重要となった。自意識の思上がった上昇と平行して、「共働」と滅私の挺身への意志と願望の強化へと進んだ。

これはとくに多数の女性指導者にみられた。

したがってドイツ女子青年団は、一九世紀の男女の両極化の意味での「伝統的な女性性」を体现していたものではない。「青年」という概念には群衆形成の兆しが内包されていたのだ。まさにそれゆえに若い女性にとつて魅力的なものとなったと要約できる。ドイツ女子青年団はヒトラー・ユーゲントの制度として同格におかれただけではなく、また以前には知られていなかった新しい行動の自由圏を女性に提供した。男女の活気ある現実のうえにおおいかぶさっていた社会的な暗示の意味を女性は現実と思い、もうとつくに内面化してしまっていたので、若い女性のすべての力は男性的に想像された外の世界である行動の自由圏に注がれた。階級社会の現実が依然として男女の二元性のもとで二重になっていることが同時に性差別的な社会の維持の条件にたえずなっていたのだが、最終的にはナチズムのもとで両性に求められていたものは男女の全体的な有用性であった。

そして結びでは、ナチズムに関する女性研究が重要な研究成果をもたらしたが、その際ジェンダーへの党派的なまなざしが女性を前もって区別なくナチの犠牲者だと説明したのではない。ジェンダーの視点は社会的・政治的な権力関係の分析のために絶対必要でありしかも認識を方向づけるカテゴリーとして役立っている。しかし女性には罪がないということを目標にするのではなく、女性の罪の程度が女性の政治的な力や社会的な影響力を強める知に近づく方法に結びつかなければならないことを自覚する必要がある。これはまずは歴史的に規定されなければならない。ナチ支配は男性支配であったが、そのなかで女性はその持ち分を果たした。あらゆる女性敵視にもかかわらずナチスは女性の統合に成功している。どのようにしてこれが可能となったかが説明されなければならない。ナチ支配はジェンダーを政策の要にしていた。これはそれ以前にも以後にも歴史上なかつたことである。最後に、女性に罪を負わせたりあるいは罪を否認したりすることが問題なのではなく、歴史的な責任を認めそれを引き受けることが問題である、レーゼとザクセはこう結んでいる。

〔V〕 ジェンダーと人種——A・グロスマンの批評³⁵⁾

最後にA・グロスマンが論争をコメントしている「女性とナチズムについてのフェミニスト論争」(一九九一)をみておこう。彼女はドイツ系ユダヤ人亡命者の子であり、この論稿の後にもドイツ(旧西ドイツ)の映画作家H・ザンダーの戦争と強姦を描いた作品『解放・する者とされる者』(一九九二)を「犠牲者としての女性」という「共通言語」でもって女性の主体的責任を免責したと批判している(一九九五)³⁶⁾。ここではナチズムと女性についての論争にたいするグロスマンの主要論点、ユダヤ人の側からの指摘を紹介しよう。

〔ドイツ女性研究者への批判〕

生殖にかんするナチ政策の現実的なイムパクトと、女性ほどの程度その受益者であったのかについての多くの意見の相違と矛盾が残ったままになっていることをグロスマンはまず指摘する。たとえばポックによれば、「アーリア女性」さえもが婚資金貸与制のような出産奨励計画によって利益を得ることはなかったというのにたいし、U・フリーフェルトは出産奨励をナチ人口政策の福祉国家的側面としてクーンズ以上に強調し、出生率と婚姻率の上昇、墮胎にたいする罰則の強化、そして家政管理講座に参加した五百万人の女性の例を挙げて、ナチスは生殖で市民を優越させるための労をけつして惜しまなかったと結論づけている³⁷⁾。

利益の問題は重要である。なぜなら、女性がシステムを支える問題、そして母親の特別な役割と結びついているからである。ポックは、ナチスの女性組織のなかでさえ大多数の女性、とくに妊娠している女性や母親そして主婦は人種的差別を含めてナチ宣伝活動には男性よりも抵抗的であったという。またフリーフェルトは、一九三九年までに「ナチ女性団や女性事業団に属しているほぼ三百三十万人の女性のうちの百万人以上はなんらかの公職につい

ていた、これによって彼女らはたぶんナチ政権の社会政策や人口政策の目的と少なくともある程度は行動をともしたであろう」という。しかしまた多数の思い出の記、かつての友人やドイツ・ユダヤ人女性の知人からの追放の記憶の話は（クーンズの研究には含まれているが、ポックもフレーフェルトも論じてはいない）いずれもが人種差別的ドグマと方法を「アーリア」女性が進んで受け入れたことを証明している。

ポックが、悪者として本当に告発されるべきだったわずかの女性は強制収容所の監視者を含めて、「たいてい子どもでもない」女性労働者と専門家であったと主張するとき、全く違った方法でまたもや二分割にしたがうことになっている。子どもをもたない女性の差別となっている。また人種政策での女性の共犯は、上昇志向および男性殺人者とのある種の平等を熱心に求めて駆り立てる出世主義への適合の結果である。悪い女性は男性モデルに適合することから出てくるという言説は、心理分析家M・ミツチャリヒの「反ユダヤ主義」についての考察——男の病気？によって鼓吹され、同じテーゼはChr・トゥルマー＝ロールの女性についての概念にも適用されると指摘し、つづいてこの論争で個人的立場は決定的であるとして、中西部のアメリカ人であるクーンズはユダヤ人の仲間やドイツ・ユダヤ人亡命者やホロコーストを生きのびたものの苦しみの記憶を共有しているため基本的に責任を感じている。これにたいし、ポックは人種を強調するにもかかわらず、けっして反ユダヤ主義、優生学とジェノサイドとのあいだの関係についてのべていない、とグロスマンは断言する。

ドイツの女性歴史家は頭と心に別な聴衆をもっていて、赤軍に立ちむかった母や祖母の剛勇を強調し、戦後街の瓦礫のかたづけ作業に加わった元気な女性のエネルギーを讃える。これらの女性は、歴史家論争のなかで呼び起こされた西部戦線での勇敢な兵士に相当する女性だとしていわれるようになった。彼らがおこなった残虐行為とは関係もなく責任もない勇敢な兵士として。ところが、「負の遺産」にたいするグラーフェンホルストのより批判的な主張が、ナチ国家の指導者であった父の娘としての彼女の運命に明らかにつながっているのに反して、よりア

ンビヴァレントな遺産を仮定しようとするD・レーゼとC・ザクセの志向は無差別の「ドイツ集団行動」のなかに包摂されることへの彼女らのルサンチマンである、と批判する。

ドイツのフェミニスト研究者が、彼女らのたいていは四十代に、また五十代にさえなっているのだが、『娘の問題』でのべている顕著なことは、いまだに彼女ら自身を娘の問題と同一視し、けっして母親あるいは可能性としての母親に対応する問題とはみなしていないことである。母性のロマン化と魔術化にとりつかれたり、またドイツの多くのフェミニストが独自の家族をもつことについての矛盾した感情をもつのは、生殖に集団的に干渉した恐ろしい政権の影のなかで母性の意味についての問題をまったく研究してこなかったことと関係しているのではないかといふからざるをえないともいう。

「ナチ政策——セクシズムよりもレイシズム？」

ナチの人口政策をどのように解釈すべきかについて、また女性は主として罪人としてかあるいは犠牲者として分類されるべきかについての議論が、いまやナチ政策においては人種かそれともジェンダーかどちらが主要な位置をしめていたのかについての新しい議論をフェミニスト歴史家のあいだで生み出したのは、いくぶん皮肉なことである。実際、ボックもクーンズもナチスの本来の意図と目的は女性をコントロールもしくは抑圧することではなかったことにはつきり同意している。ナチスはとくに人種的に適合したヒエラルキーに基礎づけられた新しいヨーロッパの秩序を確立することを目指していた。ジェンダーよりも人種、セクシズムよりもレイシズムが支配的であるといまや考えられている。「人種」という一般的なカテゴリーは、反ユダヤ主義の特殊性と同じようにナチスによって「人種的に不適合」のレッテルを貼られた多くのグループのあいだの大きな差異をおおい隠しがちであるという問題とは別に、産み養育する女性はまたこの「生物学的社会」政策の中心に否応なく立たされているという事実が

残る。こうしてジェンダーは批判カテゴリーとして知らぬまに入り込んでいたのである。

それゆえ、ナチ人口政策の選択力を強調しつづけることと、日常生活の経験におけると同様ナチスのレトリックと行動のなかで人種とジェンダーのカテゴリーがどのようにからみ合っていたのかを問うことはより有用なことから考える。もし「ふさわしい」女性が女性性で充たされ、そして外国人労働者、ユダヤ人、ジプシーが女性性から取りのぞかれていたなら、あの人種選択はけっしてジェンダー化された方法で行なわれたのではなかった。死もしくは労働、強制収容所あるいは絶滅収容所を選ぶナチスの基準は国籍、年齢、性別によって大いに異なっていた。もしアウシュヴィッツへの道が性別ではなく、人種政策の命令にしたがって組織されていたのなら、死の収容所へのスロープで男女は分けられ、幼い子どもや外観から妊娠していると思われる女性はいつも即座に絶滅への印がつけられた強烈な事実が残る。

人種政策のもつとも極端な時点でも——ガス室や焼却炉での絶滅——ジェンダーはなお重要であり、実際即座の死か生きのびるチャンスかの違いともなっていた。説明に役だつカテゴリーとしての人種を特別扱いしようとするこの最後の努力は、女性を行為のない犠牲者として過度に強調することへのあつぱれな反応であるが、しかし最終的には、女性を犠牲者と加害者に厳格に分けることによってナチズムと女性との関係を理解しようとするのと同じような対抗の産物であり人を誤らせるものであるように思えると、グロスマンは人種とジェンダーのあいだをゆれ動きつつ論を終えている。

A・グロスマンはボック、レーゼ、ザクセたちと同様に「人種とジェンダーのカテゴリーがどのようにからみ合っていたのかを問うことはより有用」と認めつつも、レーゼやザクセの分析を「責任回避のルサンチマン」とセンチメンタルな批判をしている。しかしグロスマンの記述的分析がなにかぎり、この批判は指弾にとどまるだろう。

おわりに——課題と研究経過

ナチズムと女性をめぐる女性研究者の一連の論争を考察してきたが、いずれの論述も女という「性」に論拠をおいて論じ、「ナショナルアイデンティティ」や「ナショナルパトリオティズム」の混在した男性の「歴史家論争」とは大きく異なっていたのは特徴的である。とくにアウシュヴィッツをロシア革命の抹殺事件のコピーだとしてドイツでの唯一無比な出来事を相対化しようとするE・ノルテの説は、ジェンダーの視点を投入することによって意味を失った。ジェンダー概念がもたらした新しい分析の切り口は鋭い歴史批判となっている。

女性の論争の基本にはふたつの研究態度がみられた。ひとつは、ナチズムの犯罪にたいする女性の罪と責任を問題設定とした論述であり、他のひとつはナチズムをジェンダーに関係づけた批判的歴史記述でもって歴史化を試みる論述である。「道徳化」を意図するものと「歴史化」に重点をおく論議とがあった。G・ボックやD・レーゼそしてC・ザクセは後者の研究姿勢をつらぬくのにたいし、大多数の女性研究者は女性の責任問題にこだわっていた。いまも多くがそうである。これは、女性が女性を虐待・迫害した事実をどう理解するのかという「フェミニズム」そのものを問う根源的な問題へのこだわりであらう。

さらに、女性とナチズムについての議論にはドイツ人とドイツ・ユダヤ系の研究者およびイギリスやアメリカの研究者とでは見解に微妙なズレがみられた。またナチズム時代をドイツ史の「連続性」に重点をおいてとらえようとするのか、それとも「断絶」としてとらえようとするのかの歴史認識の違いもある。またドイツ人フェミニストはユダヤ系フェミニストがその中核を占めているベルリンの研究空間を、広く開かれた議論の場となっていないとして「ベルリン島」と呼び、他方第二回「ベルリン女性夏期大学」では、「ファシズムの下で子どもを産んだ女性は、どの女性もファシストである」とラディカルに定義されもした。

女性一般の罪と責任はあるのか？ この疑問は残ったままである。しかしこの疑問も女性に特定した限定的問題設定には疑問が残る。社会の構成員すべての解放が問題であるかぎり問わなければならないのは歴史的責任であり、歴史的責任を女性も道徳的に担わなければならない。しかしこの歴史的責任は、M・カプランの具体的な問題提起に答えるものでなければならない。

カプランの論述は女性の論争では具体的にはみえてこなかった問題を提起している。彼女は女性とナチズムをめぐる論争には参加していなかったが、ユダヤ人女性に焦点をおいた研究をすでに多く発表している。また、カプラン自身三十年代にドイツから追放されたユダヤ人移住者の娘である。彼女が最新刊の自著⁽³⁹⁾で提起した問題を紹介してみよう。

いまはなきユダヤ人女性に声をあたえ、彼女らの行動を記憶にとどめるためと記して、カプランは回想録、インタヴュー、手紙、日記などを用いて一九三三年から一九四五年にいたる時代空間で、生きのびるために闘ったユダヤ人女性とその家族の生活をジェンダーの視点から年代順に記述分析している。ここでカプランは「社会的死 (social death)」という表現を使っている。この言葉をカプランはO・パターソンの研究から借用し、テロルとゲバルトを目的あたりにしたユダヤ人社会の経験に適用したという。「社会的死」という表現のもとで、カプランは迫害やゲバルトに直面したユダヤ人女性と男性のリアクションの違いを考察し、そして最後にドイツ人女性によって明示されることのなかった種類のドイツ人女性の責任を示す。

ナチ支配の最初の数年のうちに、ユダヤ人女性や男性はどのようにして「パリア」となり、ユダヤ人女性と家族にどんな義務、使命、任務が課せられるようになったか、さらに十一月ポグロム、戦争の勃発、そしてついには強制労働、追放、Uボートと呼ばれた地下生活へといたる過程でユダヤ人の生活空間、ユダヤ人社会が次第に公・私の領域で排除されてゆく段階を追うなかでカプランは、ユダヤ人は国外追放のずっと以前にすでに「社会的死」

を経験しなければならぬ状況にあつたとするテーゼを立てる。

ゲルマン「民族共同体」からユダヤ人女性や男性が排除され、人権が剝奪され、「望ましくない者」として屈辱的な立場に引き下げられたことは「社会的死」と同じだとカプランはみる。しかも「社会的死」は隣近所や往来といった公共空間で、市民の面前での経験に関係していたため、男性よりも女性や子どもにより早くおとずれた。したがってユダヤ人女性は生活次元で社会的、経済的、心理的な面でそれまでになかった困難に遭遇することとなった。こうした実態を叙述したあと、ユダヤ人女性の「社会的死」に加担し、あるいは傍観し、同調したドイツ人女性はどうのよう責任をとるのか？ ユダヤ人追放にさいし、ドイツ人女性はどうな役割を演じたのか、ジェノサイドについて何を知っていたのか、また知ることができたのか？と問う。

カプランの問いは「社会的死」を余儀なくされたユダヤ人、とくにユダヤ人女性についての実態がつまびらかにされていないドイツの研究状況を指摘すると同時に、名指しできないドイツ市民、女性市民の生活次元での社会的責任を問題にしている。日常生活の空間でユダヤ人女性や子どもと接する機会が多かったドイツ人女性は、ユダヤ人女性の「社会的死」にたいし、社会的責任をどう担うのかと。これに答えるためには歴史化の作業以外にない。しかし歴史化の作業はユダヤ人女性と男性、ドイツ人女性と男性の共同作業の積み重ねでなければならず、積み重ねのなかでのみ全社会構成員の解放の「知」が構築できるであろう。歴史化のための共同研究の提案は論争のなかでは出てこなかった。

つぎに女性とナチズムにかんする研究経過をみておこう。

近代ドイツ女性運動史の嚆矢であった「ドイツ女性運動史 一八九四—一九三三」⁽⁴⁾を著したイギリスのR・エヴァンスは、女性の政治的活動を束縛していた法的障壁が除去されたにもかかわらず女性運動の右傾化が加速し、リベラルな個人主義は根づかず国家干渉の伝統が受けいれられたとするドイツ的保守性の連続を主張し、限定をつけ

ながらも「ドイツ女性運動は一九一四年までにプロトファシストに大部分屈服してしまっていた」と結論づけ、「ドイツ女性運動のプロトファシズム」テーゼを立てた。またすでにみてきたように、ドイツ女性のナチズムへの加担と責任をモチーフにしたC・クーンズの語り口も論拠をドイツ的連続性においている。

こうしたドイツ以外のおもにイギリスやアメリカの研究者にみられる連続性に重点をおいたドイツ女性史の、ひいてはドイツ特有性の論説にたいし、これを相対化するために他の国の例を引き合いにだすことなく、ドイツ保守の連続説では論理的に理解できない歴史時代を女性・家族に焦点をあてた緻密な分析と論理的に構築された研究書でもって示し、ナチズム体制の唯一無比なる特徴を浮かび上がらせたドイツの女性研究者が出るのはやつと八〇年代も後半に入ってからである。「女性とナチズム」にかんする研究状況を概観しておこう。

研究書にはまず、すでにみてきた論争の中心ともなっていたG・ボックの「人種政策と女性政策研究」の副題をもつ『ナチズムにおける強制断種』⁴¹がある。ついでC・ザクセの一連の研究書は、二〇代半ばから技術的、経済的合理化の先頭をきり、社会的合理化の実施においてもイニシヤチブをもっていた企業「ジーマンス」を、国家の社会保障給付のネットを利用して公的な影響力を発揮し、国家的社会政策の合理化を促進した高度に近代的で融通のきく官僚的な企業政策の代表として示した。企業サイドの社会政策が家族政策、労働政策としてナチズムに適合する合理的な新しい家族像をどのように形成していったかを研究した。このザクセと同じ分野にT・ジューゲルの研究がある。彼女はナチズムの下での業績と賃金についての研究で、ナチズムがゲバルトでもって人民に圧政を押しつけた側面よりもナチズムの統合能力に目を向け、統合に際して事実ほとんど抵抗がなかったことを示す。そのメカニズムを解明してゆくさい、階級的人間を共同体的人間に育てるために平等ではなく、同等の基準、つまり業績原則が適用され、これが大いに生産性をあげたのだが、女性にとっては具体的な事実としての業績にもとづいた判断基準が適用されたことによって社会的不平等が隠されてしまい、結果的に女性労働力の価値低下をきたし、これが

戦後にもつづいた経過と帰結についてのべる。D・レーゼはナチ体制下で、ドイツ女子青年団をおして若い女性の社会化がなされていく経過を具体的に示した。⁽⁴⁴⁾ドイツ女子青年団についてはすでに男性M・クラウスのモノグラフィがある。⁽⁴⁵⁾さらに新しくはナチスの教育概念に関心を示したG・キンツの女子青年団の研究書がある。⁽⁴⁶⁾

節目の年一九九五年五月六日には戦後五〇年とナチス崩壊を記念して、「未完の過去——ナチズムと終戦時の女性の犯罪、迫害そして生き残り」と題してベルリンで会議がもたれた。開催にさいし、ベルリンの女性大臣Chr・ベルクマンは「現在のであること。ここからわれわれをたえず新たに過去に立ちむかわせる責任が生まれるのである。現在のであることでもって、われわれはまたそれ自体歴史的であり問題をはらんでいる現在という条件下で、それぞれの記憶、思考、そして歴史的な研究を判断するのである」と語った。⁽⁴⁷⁾ここに新たな歴史認識が明示された。未完の過去はまさに現在に向けられた挑戦でもあろう。会議は映画、講演につづいて午後には研究発表があり、新たな成果であるG・シュバルツの「SS—女性」、Chr・ヴィケルトの「女性の抵抗と意見の相違——概観」、そしてB・フェーゲルの「集団諦念と個人的反乱——強制労働キャンプでの〈子どものいない〉母たち」は、それぞれ女性とナチズムの新しい研究書に納められた。⁽⁴⁸⁾会議の最後には、フェミニストのモラルをめぐる議論は母性や「第二の性」を越えて市民社会、民主主義そして政治的なメンタリティーのコンテキストのなかで問われなければならないことが確認された。新しい歴史認識と同時に新たな方向性と課題が提示された。

また一九九六年一月二—四日にはハムブルクで「ナチズムにかんする女性研究二〇年」と題して国際会議が開かれた。一九七六年のベルリン夏期大学でのA・トレীগーのあの有名な講演からの二〇年を記念して女性研究者が集った。

まず論争のあり方として、例えば「平等」か「差異か」といった議論の方法がナチ女性政策の分析にとつては必ずしも実のりあるものとはならなかったのと同様に、犠牲者か加害者かといったステレオタイプの議論は避けるべ

きたどのべるC・ザクセ。破壊的男性性、破壊的「男性国家」の概念を用いてナチ犯罪史について講演したL・グラーフェンホルストは、かつて彼女がおこなったナチスの記憶を問うインタヴューを端緒にナチスの歴史に相応した道徳化を求めて一九九七年には新しい著書をだした。⁵⁰ つづいてイギリスおよびフランスにおけるナチズム研究の現状と比較研究の必要性を説いたE・ハーバーとR・タールマン、出自がおよぼす影響力を強調するA・グロスマン。また強制収容所とSSの社会構造的な分析と出世したナチ・エリートの評伝について発表したK・オルト、その他B・マイヤー、U・ヴェケルなど多数の女性研究者がこの会議で成果を発表した。研究は確実に裾野を広げている。

ジェンダー研究の成果が積み重ねられることによつて女性一般ではなく、さまざまな社会的状況下での女性の姿が見えるようになってきた。これが新しい歴史認識の展望を切り開く契機となり、女性の歴史的責任をも明瞭にする。すでにH・アーレントが提示したユダヤ人が担わなければならない歴史的責任と同じ次元に立つものである。おしなべてユダヤ人はすべてが直接的な犠牲者であつたわけではなかつた。ユダヤ人指導者からなる評議会組織のナチへの協力を内在的に批判したアーレントの強靱な知のみがなしうる業績に加えて、ユダヤ人ゲマインデの強度の父権社会にも目をむけなければならない。

例えば、女子人身売買（白人奴隷売買）問題が国際問題となつていた世紀転換期、多くのユダヤ人女性が売買の対象になつていた。この反対闘争をすすめるなかで、ドイツ・ユダヤ人社会の男性エスタブリッシュメントは反ユダヤ主義の台頭を恐れ運動から手を引く。これに反発したB・パツペンハイムは、危機に立つユダヤ人女性を救ふことなくしてユダヤ人の存続はありえないと、女性独自の組織「ユダヤ人女性連合」を結成し女性運動を展開する。まさに「シジフォスの活動」がつづいたが、ナチズム下ではユダヤ人女性―売春婦と喧伝され、ついに悲劇的な組織の壊滅をむかえた。⁵⁰ 階級・人種・性の視点を内包する近代ユダヤ人女性史にあらためてひかりが当てられなければ

ばならない。

さらに、かつてナチズムに対する勝利を自負した旧東ドイツ、この国のシステムのもとにあった女性の論述がみられないこと、またシンテイやロマ人の女性の姿が見えてこないことなどは今後の課題としてのごさされている。

註

- (1) Arendt, Hannah (1989): *Menschen in finsternen Zeit*. München/Zürich, 36. 邦訳『暗い時代の人々』阿部 斉訳、河出書房新社、一九八六年
- (2) Fest, Joachim C. (1964): *Das Gesicht des Dritten Reiches*. München, 359. ただしフェストは註でヒトラーを昇進させた罪は当然女性だに負わせるものではないと書いている。四九一
- (3) Kuczynski, Jurgen (1963): *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*. Bd. 18. Berlin, 255
- (4) Bremme, Gabriele (1956): *Die politische Rolle der Frau in Deutschland*. Göttingen, 68-87
- (5) Träger, Annemarie (1977): "Die Dolchstosslegende der Linken: <Frauen haben Hitler an die Macht gebracht>". In: *Gruppe Berliner Dozentinnen (Hg.): Frauen und Wissenschaft. Beiträge zur Berliner Sommeruniversität für Frauen*・Juni 1976. Berlin, 324-355
- (6) Stephenson, Jill (1975): *Women in Nazi Society*. London. 本書はインディオのあけた研究書である。
- (7) Mitscherlich, Margarete (1985): *Die friedfertige Frau*. Frankfurt/M., vii, 155ff.
- (8) 代表的なものとして Kuhn, Annette/Rothe, Valentine (1982): *Frauen im deutschen Faschismus Bd. 1: Frauenpolitik im NS-Staat*. Düsseldorf; Szepansky, Gerda (1983): *Frauen leisten widerstand*. Frankfurt/M.; Dies. (1986): <Blitzmädel>, <Heldennutter>, <Kriegerwitwe>. *Frauenleben im Zweiten Weltkrieg*. Frankfurt/M. 423-448。
- (9) Ebbinghaus, Angelika (Hg.) (1987): *Opfer und Täterinnen. Frauenbiographien des Nationalsozialismus*. Nordlingen
- (10) *Ibid.*, 7
- (11) *Ibid.*, 7
- (12) Lys, Gunther(1988): *Irma Grese oder: Das Abgründige im Menschen*. Berlin. またH・レーニントはハイムマンの証言と関連して早くから指導的ユダヤ人の組織的なナチ勢力だったことをいっている。H. Arendt (1963): *Eichmann in Jerusalem. A Re-*

- port on the Banality of Evil. New York: 邦訳 大久保和郎訳『イェルサレムのマイヒマン——悪の陳腐さについての報告——』みすず書房、一九六九年。Hilberg, Raul (1961): *The Destruction of European Jews*. W. H. Allen/London. これはト
 ダヤ人加担の問題を取り上げた先駆的労作であり、マーレンジャーも多くを引用している。なお本書はたえず加筆・改訂され、最新
 改訂版が翻訳されたのが、望田・原田・井上訳、志水・服部・片山協力(一九九七)『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』柏書房で
 ある。
- (13) Thürmer-Rohr, Christina (1987): *Vagabundinnen*. Berlin. 頁三三八—五五六
- (14) Schmidt, Dorothea (1987): "Die peinlichen Verwandtschaften — Frauenforschung zum Nationalsozialismus". In: *Gersenberger, Heide/Schmidt, Dorothea (Hg.): a.a.O., 50-65*
- (15) Windaus-Walser, Karin (1988): "Grade der weiblichen Geburt? Zum Umgang der Frauenforschung mit Nationalsozialismus und Antisemitismus". In: *Feministische Studien 6, Jg. Nov. Nr.1, 117-126* この女性の責任問題が前面に
 だ； Dies. (1990): "Frauen im Nationalsozialismus. Eine Herausforderung für feministische Theoriebildung". In: *Gravenhorst, Lerke/Tatschmura, Carmen (Hg.): Töchter-Fragen NS-Frauen-Geschichte. Freiburg i. Br., 59-72*
- (16) Koonz, Claudia (1987): *Mothers in the Fatherland*. New York: 邦訳 翻訳工房「こも」訳、姫岡とこ子監訳『父の国の母
 たち』上・下、時事通信社、一九九〇。この訳書ではボックの批評について監訳者の言及はまったくみられな
 った。
- (17) Bock, Gisela (1989): "Die Frauen und der Nationalsozialismus. Bemerkungen zu einem Buch von Claudia Koonz". In: *Geschichte und Gesellschaft. 15. Jg. Heft4, 563-579*
- (18) Jäckel, Eberhard (1987): "Die elende Praxis der Untersteller". In: *Historikerstreit. Die Dokumentation der
 Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenverichtung*. München, 118. 選別邦訳：徳永・清水・
 三島・小野・辰巳・細見訳『過き去らうとしてなら過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院、一九九五。Stephenson,
 Jill (1981): *The Nazi Organization of Women*. London, 181
- (19) Koonz, C. (1992): "Erwidern auf Gisela Bocks Rezension von *Mothers in the Fatherland*". In: *Geschichte und
 Gesellschaft. 18. Jg. Heft3, 394-399*
- (20) Bock, G. (1992): "Ein Historikerinnenstreit?". In: *a.a.O., 400-404*
- (21) この組織はかつてL. Ottoを中心にはじめて全国規模で組織された「全ドイツ女性協会 ADF」が名前を変えて存続してい
 た組織である。Ottoの精神躍如たるものがある。

- (22) 「ユダヤ女性連合 Jüdischer Frauenbund JFB」はベルタ・パッペンハイムを委員長として一九〇四年に設立され、設立時三〇歳以上のユダヤ女性の約二〇—二五%を組織していた。カトリックやプロテスタント宗派の女性組織とは異なり、女性の社会的立場の改善を主張し、ユダヤ人ゲマインデ内での女性の発言権をもとめて選挙権運動を展開するなどフェミニズムの目標を明確にかかげて活動した唯一の宗教的女性組織である。ユダヤ女性運動については、Kaplan, Marion (1981), *Die jüdische Frauenbewegung*. Hamburg, 拙著「女子人身売買問題と東・西ユダヤ女性——一九・二〇世紀転換期における「性」「人種」「階級」——『社会科学』(同志社大学人文科学研究所 四八(一九九二))参照。
- (23) Gravenhorst, L./Tatschmurat, C. (Hg.) (1990): *Töchter-Fragen* a.a.O.
- (24) *ibid.*, 39-58
- (25) Windaus-Walsler, Karin (1990): "Frauen im Nationalsozialismus a.a.O." In: Gravenhorst, L./Tatschmurat, C. (Hg.): *Töchter* a.a.O., 59-72
- (26) Reese, Dagmar/Sachse, Carola (1990): "Frauenpolitik im Nationalsozialismus. Verschränkung von Rassenpolitik und Frauenpolitik". In: Gravenhorst, L./Tatschmurat, C. (Hg.): *Töchter-Fragen* a.a.O., 86-98
- (27) これらの作戦については、小俣和一郎著『ナチス もう一つの大罪——安楽死とドイツ精神医学』人文書院、一九九五に詳しく論述されている。
- (28) Weindling, Paul (1987): "Compulsory Sterilisation in National Socialist Germany". In: *German History* 5, Herbst 1987, 10-24
- (29) 一九三六年末、帝国医師会会長 Wagner, G. が内務省保健局長 Gutt, A. の活動を批判したことについて党内部とSSのなかで論争があった。ホックはこれをSSエリート内部の論争と誤解していると指摘している。Gutt は軍医官のエリート幹部の専門的官僚的な手続きを信頼するテクノクラートであり、医学的な法令と人種的な法令を切り離しておこうとした。これに対し党とSAへの忠節を優先させていた Wagner は人種主義者の目的遂行のために全健康管理システムを使うようにしたがっていた。 *ibid.*, 14-18. ちなみにこの事情をかんしつは、Labisch, A./Ternstedt, F. (1985): *Der Weg zum Gesetz über die Vereinheitlichung des Gesundheitswesens*. Düsseldorf. (以下詳し)
- (30) 断種法はナチ・イデオロギーには入っていないなかったとするものや優生学や劣等者とされたものの断種要請やまた直接的な強制は一九三三年以前にもあったことであり、これがナチズムに適用されたとしてもそれはもっぱらヒトラーとNSDAPに属するものたちの意図であるとするものや、優生学や断種法は他の文化的な国とくにアメリカにもあることだとする考えにたいし、ポ

- ミンナナチズム下の特殊なシステムについて。Bock, G. (1986). Zwangssterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik. Opladen, 104-116
- (16) Reese, D./Sachse, C. (1990). "Geschlechterdifferenz und weibliche Sphäre" Zur Politisierung der Ungleichheit". In: Gravenhorst, L./Tatschmurat, C. (Hg.): Töchter-Fragen a.a.O., 98-105
- (35) Koonz, C. (1976). "Nazi Women before 1933: Rebels Against Emancipation". In: Social Science Quarterly, March 1976, 553-563
- (32) Koonz, C. (1986): Das <zweite> Geschlecht im <Dritten Reich>". In: Feministische Studien 2, 14-33
- (34) Wittrock, Christine 1982): Weiblichkeitsmythen. Das Frauenbild im Faschismus und seine Vorläufer in der Frauenbewegung der 20er Jahre. Frankfurt/M., 312
- (35) Grossmann, Atina (1991): "Feminist Debates about Women and National Socialism". In: Gender & History. Vol. 3 Autumn, 350-358
- (36) マチーナ・タロスマン著／荻野美穂訳「沈黙と闘争問題——占領軍兵士たちのドイツ女性の強姦——」『思想』八九八号、一九九九年四月、一三六—一五九；Sander, Helke/John, Barbara (1992): Befreier und Befreite. Krieg, Vergewaltigungen, Kinder. München. 邦訳 寺崎あき子／伊藤明子訳『一九四五年 ヘルリン解放の真実——戦争・強姦・干渉——』現代書館一九九六年。これは同名の映画と同時に出版された。
- (37) Frevert, Ute (1986): Frauen-Geschichte. Zwischen Bürgerlicher Verbesserung. Frankfurt/M., 209-232. 邦訳 若尾・原田・姫岡・山本・坪郷訳『ユーン女性の社会史』晃洋書房、一九九〇
- (38) Ibid., 234
- (39) Kaplan, Marion (1998): Between Dignity and Despair. Jewish Life in Nazi Germany. New York/Oxford: Oxford University Press. この著書は先だてて「Kaplan, M. (1991): Jewish Women in Nazi-Germany: Daily Life, Daily Struggles, 1933-1939, in: Juden in Deutschland. Emanzipation, Integration, Verfolgung und Vernichtung, hrsg. von Freimark, P./Jankowski, A./Lorenz, I. S. Hamburg や雑誌について。
- (40) Evans, Richard (1976): The Feminist Movement in Germany 1894-1933. London/Beverly Hills
- (41) Bock, Gisela (1986): Zwangssterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik. Opladen

- (32) Sachse, Carola (1987): Betriebliche Sozialpolitik als Familienpolitik in der Weimarer Republik und im Nationalsozialismus. Mit einer Fallstudie über die Firma Siemens, Berlin. Hamburg; Dies. (1990): Siemens, der Nationalsozialismus und die moderne Familie. Eine Untersuchung zur sozialen Rationalisierung in Deutschland im 20. Jahrhundert. Hamburg
- (33) Siegel, Tilla (1989): Leistung und Lohn in der nationalsozialistischen <Ordnung der Arbeit>. Opladen
- (34) Reese, Dagmar (1989): <Straf, aber nicht stramm-Herb, aber nicht derb>. Zur Vergesellschaftung von Mädchen durch den Bund Deutscher Mädel im sozialkulturellen Vergleich zweier Milieus. Weinheim/Basel
- (35) Klaus, Martin (1980): Mädchen in der Hitlerjugend. Die Erziehung zur <deutschen Frau>. Köln/Pahl-Rugenstein Ders. (1983): Mädchenerziehung zur Zeit der faschistischen Mädel, 2Bde. Frankfurt/M.
- (36) Kinz, Gabriele (1990): Der Bund Deutscher Mädel. Ein Beitrag zur außerschulischen Mädchenerziehung im Nationalsozialismus. Frankfurt a.M./Bern/New York/Paris.
- (37) 『ドイツ人の社会生活』 G.Kamper 著 C.Sachse 訳 「Feministische Studien」 13Jg. Nov. 1995 Nr. 2 に収録して 28° - 1310 - 1316
- (38) Schwarz, Gudrun 『繼續』 “Frauen in der SS: Sippenverband und Frauenkorps” を扱って、Heinsolm, K./Vogel, B./Weckel, U. (Hg.)(1997): Zwischen Karriere und Verfolgung. Handlungsräume von Frauen im Nationalsozialistischen Deutschland. Frankfurt/New York. 2° Wickert, Chr. 著 Vogel, B. 『繼續』 Wickert, Chr. (Hg.)(1995): Frauen gegen die Diktatur — Widerstand und Verfolgung im nationalsozialistischen Deutschland. Berlin 2° 収録された。
- (39) Gravenhorst, L. (1997): Moral und Geschlecht. Die Aneignung der NS-Erbenschaft. Freiburg i. Br.
- (50) 拙稿前掲論文「女子人身売買闘争と東・西ユダヤ女性」 1971-1981